

宝達志水町 介護予防訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表

R6.4.1～適用開始

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割			39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12	イ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割			77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13	イ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割			123	1日につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	1月につき
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	1月につき
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算		200単位加算	200
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ハ 口腔連携強化加算			50
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上加算I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上加算(I)	100単位加算	100
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上加算II		(2)生活機能向上加算(II)	200単位加算	200
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算I	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000加算	
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000加算	
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ支援加算	ト 介護職員等ベースアップ支援加算		所定単位数の24/1000加算	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	-23	1月につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	-37	1月につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき